

# なぜ「裁判例の章」で思考は停止するのか

## — 思考を稼働させる道筋の提示 —

沼田 隼人

---

### 1 はじめに

本学では、専門職大学院における修士論文指導の中核として、アカデミック・ライティング教育を体系的に導入してきた。研究の初期段階で論文の構成要素や文章作法を理解することは、学習者の研究活動を安定させる基盤となる。こうした取り組みは一定の成果を上げ、テーマ選定や序論作成といった初期段階における停滞や戸惑いは年々減少している。

しかし、指導が進み、学生が本論の核心へと踏み込む段階になると、質の異なる停滞が生じる。象徴的なのが、プレ結論クラスにおいて繰り返し発せられる「先生、裁判例の章には何を書けば良いですか？」という問い合わせである。学生は判決文を読み込み、関連文献も調査している。序論・本論・結論という論文の型も理解している。それでも彼らは、裁判例の章を前に筆が止まる。素材はあるのに、構成の「意味づけ」ができず、分析に踏み出せない。

この現象は、個々の能力不足ではなく、指導環境に内在する構造的な要因によるものと考えられる。本学では、研究進捗を可視化するため「マイルストーン管理」を採用しており、2年間で論文作成を遂げるためのクラス目標を設定している。マイルストーン管理はこれまで一定の効果を上げてきた反面、ときに各章を独立したタスクとして捉えさせるという効果をも与える。学生が「第3章を埋める」、「第4章を書く」といった論文の文面を進めなければと思うあまりに、本来必要な分析的視点が軽視されてしまう。その結果、例えば判決文が「紹介すべき素材」には見える一方で、分析対象として扱われにくくなり、筆が止まる。

本稿の目的は、マイルストーン管理の下で章ごとに論文執筆を進める際、思考の流れが途切れやすくなるという状況を前提にしつつ、どのようにすれば論理的な一貫性を維持しながら分析を深められるのかという視座を提示することである。そのために、判決文を単なる「紹介対象」ではなく、検討の出発点となる「生データ」と捉え直し、必要な情報を選び取りながら論証の流れを形づくる「フィルタリング」の概念を中心に、章をまたいで思考をつなぐ道筋（ルート）を明確にする。本稿は、これまで指導の場で暗黙に行われてきた思考操作を、誰もが参照可能な形式へと整理する試みである。

## 2 本学の論文指導体制とマイルストーン管理

### 2-1 戰略的修士論文指導体制

本学における修士論文指導体制は、マイルストーン管理による進捗確認と、複数教員によるチーム制指導を基盤として、20年にわたり実践と改善が積み重ねられてきた。マイルストーン管理の下で2年の在籍期間は4つに分けられ、学生は半年ごとに進捗に応じたクラスに編成される。それぞれのクラスには、明確な到達目標が設定されており、学生はその目標を段階的にクリアしながら研究を進めしていく<sup>(1)</sup>。

最初の「プレ序論クラス」では、テーマ選定の情報収集が中心となり、学生たちは自らの問題意識を具体的に形成する。次の「序論・本論クラス」では、選定したテーマに関する序論を作成し、その問題設定を踏まえて本論部分の執筆に着手する。続く「プレ結論・本論クラス」では、本論部分を仕上げ、結論の骨子を構築する。最後の「完成クラス」では、論文を完成させ、学内審査に合格することを目指す。

このように、マイルストーン管理は研究の進行をクラスごとに定め、2年間で論文を完成させるための明確な指針として機能してきた。

### 2-2 理論的基盤と実践的展開

本学の指導体制を支えてきた理論的基盤として、山本（2012）や春日（2017）が挙げられる。山本（2012）では、税法修士論文の特性を踏まえ、論文に必要な要素（目的、中心命題、リサーチ・クエスチョン、リサーチ・デザイン）や構成の基本モデルが示されている。また、春日（2017）は、本論部を首尾一貫させるための構成法として、「概要・沿革」、「先行研究の整理」、「裁判例の検討」、「結論導出」という4つの要素の役割を説明している。

これらの理論的知見は、ICT教育、アカデミック・ライティング及びチーム制指導に取り入れられ、構成理解の定着を支える教育的基盤を形成してきた。2012年より、教員間及び教員と学生間での情報共有を円滑かつ確実に行うべく、ICT教育の整備、推進が始められた。学生にはWordのスタイル機能やコメント・変更履歴を活用することが推奨され、教員には指導におけるフィードバック履歴が共有されることで各教員の役割が明確になり、三位一体のチーム指導が可能となっている。また、コロナ禍を契機にICTの整備・活用はより進み、実際の教室で行われる対面指導と遙色ないオンライン指導体制の構築が今もなお進展している（横井 2015, 2021）。また、2013年より整備が進められたアカデミック・ライティング教育は、2020年度には課外支援から正規科目への移行が実現した。これにより、研究初期段階での構成理解と文章技術の習得を支援する体制が確立している（LEC会計大学院 2020）。

### 2-3 マイルストーン管理の特性と「章ごとの分節化」

以上のように、本学の指導体制は、理論的枠組みの明示とICTによる共有の仕組みに支えられ、学生が論文の形を整えていくうえで大きな助けとなっている。明確な到達点を設定するマイルストーン管理も、研究を進める際の見通しを確保するうえで重要な役割を果たしてきた。章ごとの到達目標が明確であるからこそ、学生が「まずこの章を仕上げる」という作業単位で論文を捉えやすくなる側面はある。

しかし、そうした部分的な完成への意識は、本来は連続しているはずの思考の流れを分断し、素材に向き合う姿勢を弱めることにもつながる。特に、先行研究の検討を進める段階から、具体的な事例を扱う段階へ移るタイミングでは、こうした「章の断絶」が生じやすい。この点に関する問題意識は、春日（2017）でもすでに示されていた。春日は「論文全体の中で各要素が果たす役割を理解しないまま、形式に合わせて章を配置しても、要領を得ない文章の塊になるだけだ」と述べ、章構成の形を追うことで、思考のつながりが損なわれる危険を指摘していた（p.66）。

それにもかかわらず、こうした指摘から時間が経過した現在においても、章同士の関係性が十分に捉えられているとは言い難い。その象徴が、学生から繰り返し投げかけられる「裁判例の章には何を書けばよいのか」という問い合わせである。この問い合わせは、単なる記述技術上の不慣れではなく、章をまたいで思考をつなぐ作業が見えにくくなっていることの表れであると考えられる。

すなわち、章ごとに到達点が明確であるという制度上の特性と、素材を丁寧に読み解くために必要な思考の継続性との間に、しばしば距離が生じる。本稿は、この「見えにくさ」がどのように生まれ、なぜ第4章で筆が止まりやすいのかを明らかにしつつ、後続の節で、その距離を縮めるための具体的な方法を検討する。

### 3 先行研究による理論的検討：論文の「型」と実態の乖離

#### 3-1 「型」が孕む誤解

前節では、マイルストーン管理という制度特性が、思考の分断を招き、学生に形式的完結を急がせる要因となっていることを確認した。しかし、この問題の根はより深く、学術論文というフォーマットそのものが抱える本質的な課題にも及んでいる。この点について、佐藤（2024）の指摘は重要な示唆を与えていている。

佐藤は、「典型的な研究論文の構成には、研究における実際の手順や経緯に関する各種の重大な誤解を招きかねない特徴」があると指摘する。すなわち、「実際の調査プロセスと典型的な論文の『型』とのあいだには明らかなギャップがあることが少なくない」というのである（p.23）。

実証系論文の多くは、「問題／目的・方法・結果・考察」あるいは「序論・方法・結果・考察（IMRAD: Introduction, Methods, Results, and Discussion）」という定型的な構成をとる。佐藤によれば、初学者がこの「型」だけで判断すると、「社会調査は、最初から明確な形でリサーチ・クエスチョンが整理された上で一連の作業が開始されるものだ」という誤った思い込みを持ちかねない。（pp.18-21）

佐藤が想定しているのは社会調査であるが、この指摘は、税法論文を作成しようとする学生が直面する第4章での立ち止まりを見事に説明している。「先生、裁判例の章には何を書けば良いですか？」という問い合わせは、学生が「論文の型（マイルストーン）」と「実際の思考プロセス（混沌とした調査）」との間のギャップに直面し、その埋め方がわからずに発せられたサインだと解釈できるからである。

### 3-2 ギャップを乗り越えるための「問い合わせ分け」

では、このギャップを研究者はどう乗り越えるべきか。佐藤が提示する解決策は、RQを单一のものとして扱わず、そのレベルや段階に応じて使い分けることである。

佐藤はRQを4種類に分類する。①結果（完成品）としてのRQ、②経緯（仕掛け品）におけるRQ、③包括的（総論的）RQ、④個別具体的（各論的）RQである。特に本稿の議論にとって重要なのは、「包括的RQ（論文全体の問い合わせ）」と「個別具体的RQ（各作業段階での問い合わせ）」の区別である。論文執筆は大きな問い合わせ（包括的RQ）から始まるが、いきなりその答えが得られるわけではない。途中の各段階で、小さな問い合わせ（個別具体的RQ）を立て、それに答える作業を積み重ねることで、大きな問い合わせが徐々に形を得ていく。すなわち、問い合わせを階層化し、段階ごとに必要なRQを切り替えることで、論文の型と調査の実態とのギャップを埋めていくのである<sup>(2)</sup>。

### 3-3 法学論文における「問い合わせ」と「判決文」の接続

佐藤の提案する「RQの使い分け」は、本学修士論文における第4章での立ち止まりを解消する理論的な手がかりとなる。解釈論を基礎とする税法論文において、実証研究のように「方法」を論文構成にわざわざ明示するのは一般的ではないため、RQと判決文の読み取りの接続が特に見えにくい<sup>(3)</sup>。この構造が、学生が判決文の位置付けをわかりにくくし、単に文面の要約へと流れてしまう原因の一つとなっている。

学生が立ち止まるのは、第1章で設定した包括的RQ（論文全体の問い合わせ）だけを携えたまま、第4章の膨大な素材に向かおうとするからである。本来、判決文を読み取る局面では、「何のためにこの判決文を取り上げるのか」や「この判決文から何を抽出するのか」という個別具体的RQに問い合わせを切り替える必要がある。

次節では、この佐藤の示唆を税法論文の文脈に具体化し、判決文から必要な情報を抽出するための思考操作を提示する。

## 4 解決策：「フィルタリング」という分析視角

### 4-1 判決文を生データと捉え直す

第4章で学生が立ち止まるのは、判決文の読み取りに失敗しているからではない。マイルストーンが章を形式的に区切ることに加え、学生が実際に辿っている思考の過程と、論文構成として提示される章の展開が一致しない。さらに解釈論を基礎とする税法論文では、実証研究のように分析方法を明示する慣行が存在しない。結果的に、判決文に向き合うための視点が掴みにくくなるのである。

こうした状況では、学生は判決文を「紹介すべき文章」として扱いがちであり、分析へと視点を切り替える手がかりを得られない。では、単なる紹介では何が不適当で、分析とはそもそも何なのか。この問い合わせには、さまざまな答えが考えられるが、ここでは学生を含む私たちの日常で見られる「分析」から、その答えを類推してみよう。

たとえば、医師が問診を行う場面を想像してほしい。医師は、事前に受け取った問診票に記される症状等の観察データから推論し、病気に関する仮説を立てる。そして、その仮説を検証すべく、再度患者本人に症状を伺ったり、触診やその他の診察法によって得られる新たなデータを使ったりすることで、当初立てた仮説を棄却・修正する。そして最終的な仮説は処方箋という形に変換され、患者に手渡される。この際、医師は、目の前の患者の身長、体重、好きな歌手といった患者から得られる無数の情報をすべて抽出し、それらを満遍なく分析に用いるわけではない。事前に立てた仮説を裏付ける情報や、仮説に反する情報のみを患者から吸い上げることで、最終的な結論へと繋げている。闇雲に患者の情報を抽出して、脳内に列挙しているわけではない。また、前提として医師が持っている医学に関する体系的な知識や経験則、問診票に書かれた情報を基に仮説を立て、その仮説が情報抽出の際の基準となっている。

診断に必要な情報だけを選び取り、それ以外は意識的に切り捨てている。こうした行為は、何も医師だけが身につけた特別な能力のおかげで実行できているものではない。学生にとって卑近な例でも、これは説明できるだろう。たとえば、税務の実務では、日々顧客から提出される領収書、決算書等々を前に、担当者は情報の仕分けなどを行っている。そこで、必要になってくるのは、領収書や決算書の用紙のサイズや、紙の光沢具合といった情報ではない。また、担当者がそうした情報を全てを機械的に吸い上げられるわけではない。業務目的に照らして必要な情報（勘定科目、金額、日付、取引内容）だけを抽出し、それ以外は捨象している。この支出が交際費等に該当するのか、福利厚生費に該当するのか。こうした局面で実務担当者は、税や会計に関するルールや自らの経験則を使って、交際費等該当性の判断を行う。

このように、私たちは日常の中で無意識に情報を選別し、推論を行っている。しかし、上述したように、日常から活用している推論能力が、論文上では発揮されにくい状況が生じている。だからこそ、我々は判決文を単なる「紹介対象」としてではなく、医師における患者、税理士における領収書と同じく、能動的に処理すべき「生データ」として捉え直す必要がある。

#### 4-2 解決策：判決文の「生データ」化とフィルタリング

前項で見た医師や税務実務者の例は、佐藤（2024）が指摘した「型とプロセスのギャップ」を、実務家たちがどのように乗り越えているかを示唆している。彼らは、目の前の患者や領収書といった生データを漫然と眺めているのではない。頭の中に「分析視角（仮説）」を持ち、その分析視角というフィルターを通して、現実を「再構築」しているのである<sup>(4)</sup>。本稿が提案する解決策は、これと類似する点を持つ。第4章において学生が立ち止まるのは、判決文を「ありのまま」紹介しようとするからである。そうではなく、医師が問診票から仮説を立てるよう、第3章から導いた分析視角を基準として、判決文から必要な事実だけを抽出する。本稿では、この行為を、「素材処理（フィルタリング）」と呼ぶ。そして、このフィルタリングこそが、本稿で提示する論文の「型」と「実態」のギャップを埋めるための方法である。

誤解を避けるために付言すれば、このフィルタリングという作業は、決して特殊な研究手法ではない。これは、従来の実務や判例研究において「事案の要約」として行われてきた作業を、思考プロセスの観点から言語化し直したものである。「要約」とは、判決文を短くすることであるが、それは文字数を機

械的に減らすことではない。そこには必ず「どの事実を残し、どの事実を削るか」という判断が伴う。実務家が優れた要約を作成できるのは、彼らの内面に「法規範」や「論点」といった明確な分析視角が存在し、無意識のうちに事実の重み付けを行っているからに他ならない。

実際、判決文を素材として扱う際に複数の視点を持つ必要性を、「判例の読み方」として紹介している文献もある。たとえば伊藤（2014）は、判例の特定、重要な事実の把握、法律上の論点の抽出、判示の整理など、判例理解のための10の視点を提示している<sup>(5)</sup>。しかし、伊藤が論じているのは、あくまで判例を「どのように読むか」という読み解き法であり、判決文を論文の素材としてどのように取捨選択するかという、論文執筆過程での「素材処理」のメカニズムを体系化したものではない。その点、本稿のフィルタリングは、この従来の読み解き視点と接点を持つつも、論文作成における素材処理という実践的課題に焦点化して再構成したものといえる。

ただし、要約が「主観的な基準による選別」である以上、そこには恣意性が入り込むリスクがある。ゆえに、抽出される事実が「自説に都合の良い事実」に限らないという点には注意が必要である。医師が診断のために「仮説に反する症状」も意図的に探すのと同様に、ここでのフィルタリングとは、分析視角を裏付ける事実だけでなく、(仮にその素材が反証材料となるなら)反証となりうる事実をも判決文の中から選び出す作業を指す。

#### 4-3 「何を書けばよいか」への回答：他章との接続と整合性

フィルタリングという分析視角を前提とすると、学生が抱く「裁判例の章には何を書けばよいか」という問い合わせに対する答えは、第4章単体の中には存在しないことになる。その答えは、他の章との「接続関係」の中から導き出される。これは、前章で佐藤（2024）が指摘した「個別具体的RQ（各作業段階での問い合わせ）」を、第4章の現場において具体的にどのように設定し、答えていくかという手順を示すものである。

本稿では、書き手が意識すべきルートを、まず「第4章と第3章との関係」、次に「第4章と第5章との関係」、そして最後にそれらを包括する「第3章と第5章の関係」から提示する。

##### 4-3-1 第3章との関係：「分析視角の検証」として捉える

「裁判例の章には何を書けばよいか」という問い合わせに対する第1の答えは、第3章（先行研究・論点整理）との関係性から導かれる。すなわち、第4章とは、第3章で設定した「分析視角（仮説）」を、生データに当てはめて検証・修正する場である。この捉え方の下では、第3章で獲得した「分析視角」こそが、佐藤のいう第4章における「個別具体的RQ」として機能する。どういうことか。次の2つのルートに分けて、考えてみよう。

###### 【順行（3→4）：分析視角による選別】

書き手はまず、第3章で設定した「分析視角（仮説）」をレンズとして判決文を見る。例えば、第3章で「事業遂行性が重要なメルクマールだ」と整理したのであれば、それは「事例において、事業遂行性を基礎づける事実は存在するか？」という個別具体的RQが設定されたことを意味する。そして、書き

手は判決文の中からそのキーワードに関連する事実（分析視角を裏付ける事実、場合によっては反証となる事実）を抽出する。この操作により、記述すべき内容は自動的に絞り込まれる。

#### 【逆行（4→3）：枠組みの修正】

さらに重要なのは、ここでのルートは一方通行ではないという点だ。実際の判決文には、当初の分析視角では捉えきれない事実や、想定と矛盾する事実が含まれていることが多い。その際、書き手は「判決文がおかしい」のではなく「自分の分析視角（仮説）が不十分ではないか」と疑い、第4章での気づきを持って第3章に戻り、論点整理を修正・加筆する。これはすなわち、生データとの対話を通じて、当初立てた「問い合わせ」そのものをアップデートする作業に他ならない。この「4章から3章への逆行」によって、書き手のレンズはより磨かれていくことになる<sup>(6)</sup>。

#### 4-3-2 第5章との関係：「小前提の確立」として捉える

「裁判例の章には何を書けばよいか」とへの第2の答えは、第5章（考察・結論）との関係性から導かれる。すなわち、第4章とは「第5章で主張するための『小前提』を確定させる場」である。

#### 【逆行（5→4）：必要性の判定】

上記3↔4のプロセスで抽出された事実は、最終的に結論を支えるパートにならなければならない。第5章とは、第3章で設定した「個別具体的RQ」に対する「答え（Answer）」を提示する場である。したがって、ここでの作業は、「抽出した事実は、その『答え』を導くための証拠（小前提）として機能しているか？」という問い合わせ直しに他ならない。書き手は、第4章にいながら常に第5章を意識し、「この事実は、結論の論証において機能するか？」と問いかける。もし、記述しようとしている事実が結論と無関係であれば、それは捨象すべき事実である。患者の病状を推論する際に、医師は、患者の好きな歌手の情報をカルテに残さないだろう。逆に、結論を導くために不足している事実があれば、再び判決文に戻って探し出す必要がある。この「逆行」の視点を持つことで、第4章の記述は、結論を導出するために必要不可欠なものに限られることとなる。

#### 4-3-3 その他章との関係：RQの使い分けと循環構造

そして第3の答えは、第1章、第3章、第5章という「その他の章」全体との関係性の中で見出される。第4章の執筆において立ち止まる学生の中には、第1章の「包括的RQ（大きな問い合わせ）」だけで第4章を書こうとしているものが多い。しかし、論文の骨格となる1・3・5章は、以下のようないくつかの関係にあることを理解しなければならない。

#### 【第1章と第3章の関係（RQの細分化と変動）】

第1章で設定されるRQは、あくまで研究の出発点における「仮置きの大きな問い合わせ」である。このままでは抽象度が高く、検証不能である場合がある。そこで、第3章（先行研究・論点整理）において、この大きな問い合わせは具体的な「論点」へと分解され、検証可能な「細分化されたRQ」へと変換される。

重要なのは、この細分化された RQ は固定的ではなく、論点検討の過程で増減したり、変更されたりする可変的なものであるという点だ。

#### 【第3章から第5章への展開（検証と回答の集約）】

第3章で設定された「細分化された RQ」に対し、第2章～第4章の素材（法令先行研究・判決文）を用いて検証が行われる。そして、第5章（結論）において、これら細分化された RQ への答えが全て出揃うことになる。

#### 【第5章と第1章の関係（答えの統合）】

最終的に、第5章で出揃った「小さな答え」を束ね、統合することで、第1章で仮置きした「大きな RQ」に対する最終的な回答（結論）が導き出される。必要に応じて、第1章で設定した RQ 自体の修正も必要になる。

したがって、第4章が担う役割とは、論文全体の中で「細分化された RQ の一つ（あるいは複数）を、判決文という素材を使って具体的に検証すること」である。「何を書けばよいか」という迷いは、自分が今、細分化されたどの RQ（論点）を扱っているのかを見失った時に生じる。書き手は、常に章同士の関係を意識し、自分の現在地（検証すべき細分化された RQ）を特定しなければならない。

このように、第4章を執筆するという行為は、目の前の判決文（第4章）に集中することではなく、むしろ意識を第3章や第5章へと拡散させたり、場合によっては第1章に戻ったりして、絶えず章間を往復することの中にその目的を見出すべきである。

## 5 おわりに

本稿では、マイルストーン管理下にある修士論文作成において、学生が第4章（裁判例研究）で「何を書けばよいか」と立ち止まる現象について、その構造的要因と解決策を提示した。この立ち止まりは、学生の個別の能力不足によるものではない。それは、期限内に章を完成させるという「管理の論理」が先行するあまり、本来あるべき「分析の論理」が覆い隠され、各章が分断されたタスクとして認識されてしまうことに起因する構造的な現象であった。この問題は、佐藤（2024）が指摘するように、「完成された論文の型」と「実際の思考プロセス」との間に横たわる、根源的なギャップの表れでもある。

このギャップを埋めるために本稿が提示したのが、判決文を「分析のための生データ」と捉え、生データを分析できる状態へと情報の取捨選択をする「フィルタリング」であった。本稿第4節で論じたように、フィルタリングとは単なる情報の選別ではない。それは、第4章から第3章へ戻って分析視角を修正したり、第5章で行うべき考察の方向性を確かめたりするルートを内包していた。実際の論文構成に沿って、思考の動きを例示できた点は、学生が各クラスでマイルストーンをいかに拾っていくのかの道筋を描くことに繋げられるという点で、意義を持つと考えられる。

本稿の議論は、実際の論文指導現場に対して示唆を与えるものである。従来、「裁判例をどう読むか」という指導は、個々の教員の暗黙知や学生のセンスに委ねられる側面が強かった。しかし、本稿が示したルートの概念を用いることで、指導者は学生に対し、「3章の分析視角に戻って修正すべきか」や「5章の結論から逆算できているか」といった具体的な視線の向け方を指示することが可能になる。春日（2017）が指摘した「要領を得ない文章の塊」になること避け、各章が有機的に結合した論文を作成するためには、学生自身がこの潜在的なルートを認識し、意識的に思考を行き来させる必要がある。マイルストーン管理が「いつまでに何を書くか」を管理するシステムであるならば、本稿の提示するルートは「どこで繋げて書くか」を意識させる視座として機能する。この両輪のバランスを取ることで、学生は迷いながらも、自覚的に論文を構築することが可能になるだろう。

なお、本稿では理論的モデルの提示に留まったが、これを実際の指導現場でどのように運用し定着させるかについては、今後の課題としたい。本稿では「医師の問診」というアナロジーを用いて、法学論文作成における仮説検証の有効性を説いた。このことは、法学における「論証」という営みが、実は科学的な「認識活動のダイナミズム」と通底していることを示唆している。この点に関し、福澤ほか（2022）は、法学教育において論理的に読み、書き、議論するための基礎として、推論の構造に光を当てている。本稿で提示した「フィルタリング」や「ルート」といった実践知を、こうした理論的枠組みと接合し、法学の論証プロセスを科学的な仮説検証にかかる認識活動として緻密に体系化することは、別稿において改めて論じたい。

個人の問題として処理されがちであった「書くこと」への立ち止まりを、構造の問題へと視座を転換し、その克服のための分析視角や思考の往復を可視化した点において、本稿の分析が貢献できれば幸いである<sup>(7)</sup>。

#### （注記）

- (1) LEC会計大学院「戦略的修士論文指導体制」<https://www.lec.ac.jp/program/pdf/kenkyu/milestone.pdf>
- (2) もっとも、問い合わせ（RQ）の扱いについては異なる立場も存在する。阿部（2024）は、論文の核心はあくまでアーギュメントにあり、「問い合わせは、あってもよいし、ある場合が多いし、あると便利だが、それは論文が成立する必要条件ではない。」と述べ、従来の「問い合わせ」を研究の初めに置く立場に批判的な視点を提示する（p.142）。この主張は、戸田山（2022）に代表されるアカデミック・ライティング文献が前提としてきた「問い合わせ → 主張 → 論証」というモデルに、再考を迫るものである。ただし、阿部自身は問い合わせの力を全面否定しているわけではない。形式的な「小手先の疑問文」ではなく、研究の骨格となる本質的な問題設定があり得ることを認め、そのような問い合わせは「絶大なパワーを發揮しうる」と述べる。この点で、阿部の議論は、佐藤（2024）が指摘した「型とプロセスのギャップ」を別の角度から照射するものと理解できる。すなわち、佐藤が「問い合わせの使い分け」を通じてギャップの橋渡しを構想したのに対し、阿部は「必ずしも問い合わせを入口にしない」という選択肢を提示している。両者に共通するのは、完成した論文の型に研究プロセスを機械的に合わせるべきではないという問題意識だと見ることができる。本稿が提示するアイディアも、この問題意識を共有している。それは、問

いを起点とするか否かにかかわらず、素材と向き合う過程で生じる思考の往復を可視化し、型とプロセスの間のギャップをいかに扱うかという課題に応えるためのものである。

- (3) もちろん、これは法学に「方法」が存在しないことを意味するものではない。一般には法的三段論法がその方法とされる。しかし、法学教育において中心的な推論枠組みとされる「法的三段論法」でさえ、教科書的に示される形式と、実際に法律家が用いる推論の手順とのあいだに差異があり、その定義や意味内容が統一されていないことが指摘されている。得津（2023）は、法学教育で教えられる形式的な三段論法とは別に、実際に法律家らしい議論を行うために不可欠な「2つ目の三段論法」が存在することを指摘し、その明示的な解説が乏しい現状を明らかにしている。この指摘は、本稿の問題意識と共通している。得津が、実務の中で暗黙裡に使われている「見えない三段論法」の習得が必要だと説くように、本稿もまた、判決文を扱う際に熟達者が無意識に行っている「判決文に対する見えない選択」を意識化する必要性を説くものである。
- (4) とはいっても、ここでいう仮説ないしは仮説検証とは、論文全体が大掛かりな実証研究であることを必須とするものではなく、判決文を読むという微視的な認識活動において、誰もが不可避的に行っている思考の往復運動を指している。
- (5) 伊藤が挙げる10の視点とは、具体的には、①判例の特定と入手、②判例集の種類、③判決書の構成、④読む目的に即した読み方、⑤判例研究における深い読み方、⑥重要な事実の読み取り、⑦法律上の論点の把握、⑧判示の把握、⑨判例の射程、⑩判例予測の方法（類推と理論発見）である。
- (6) このプロセスは、科学哲学の領域において、伊勢田ほか（2013）が指摘する「認識活動のダイナミズム」と通底するものである（pp.55-57）。伊勢田らは、科学的な探究活動を、観察された事実に基づいて仮説を立て、新たな観察によってその仮説を絶えず検証・構築していく循環的なプロセスとして描いている。本稿が提示する「4章から3章の逆行」は、論文作成を単なる直線的な作業ではなく、こうした仮説検証プロセスとして捉え直す試みでもある。
- (7) 本稿の着想は、筆者が担当する論文指導クラスにおいて、学生たちと繰り返した対話にある。マイルストーンという厳格な進行管理の中で、それでも「書くこと」に立ち止まり、苦闘する学生たちの姿がなければ、筆者が「フィルタリング」という概念に辿り着くことはなかったであろう。彼らの真摯な問い合わせが、本稿を執筆する最大の原動力であった。また、本稿の骨子となるアイデアは、日々の論文指導や、同僚の先生方との何気ない議論の中で醸成されたものである。忌憚のない意見を交わし、筆者の粗削りな仮説に多くの示唆を与えてくださった先生方に深く感謝申し上げる。

#### （参考文献）

- 阿部幸大 2024. 『まったく新しいアカデミック・ライティングの教科書』. 光文社
- 伊勢田哲治・戸田山和久・調麻佐志・村上祐子. 2013. 『科学技術をよく考える—クリティカルシンキング練習帳一』. 名古屋大学出版会.
- 伊藤義一. 2014. 『税法の読み方 判例の読み方』. 改訂第三版. TKC出版.
- 春日潤一. 2017. 「論文の『本論』部をどのように構築するか — LEC会計大学院における租税法修士論文の場合 —」. 『LEC会計大学院紀要』. 第14号. pp.63-73

- 佐藤郁哉 2024. 『リサーチ・クエスチョンとは何か?』. 筑摩書房.
- 得津晶. 2023. 「法科大学院の教室における2つの法的三段論法」. 『東北ローレビュー』. 第11巻 pp.2-29.
- 戸田山和久. 2022. 『最新版 論文の教室 レポートから卒論まで』. NHK出版.
- 福澤一吉編著. 花本広志・廣澤努・宮城哲. 2022. 『新たな法学の基礎教育-論理的に読み・書き・議論するための基本』. 弘文堂.
- 山本 宣明. 2012. 「税法修士論文の在り方 — 修士論文作成のマイルストーン管理(その2)に代えて—」. 『LEC会計大学院紀要』. 第10号. pp. 197-220.
- 横井 隆志. 2015. 「修士論文指導へのICTの活用」. 『LEC会計大学院紀要』. 第12号. pp. 89-94.
- 横井 隆志. 2021. 「感染状況等に左右されない高品質な教育の継続に向けての取り組み」. 『LEC会計大学院紀要』. 第18号. pp. 120-142.
- LEC会計大学院編. 2021. 「アカデミック・ライティング担当教員による座談会—本学におけるライティング教育への取り組み—」. 『LEC会計大学院紀要』. 第18号. pp. 181-196.